

和光市政を耕す たがや 市政に新たな種をまき、
芽を育てよりよい街にしよう!

VOL. 33

たけちゃん通信



平成30年 6月定例会 議会報告

平成30年和光市議会6月定例会（議会）が、5月31日（木）より会期20日間の日程で開会し6月19日（火）に閉会致しました。今議会には議案32号から議案41号が上程されました。審議内容及び審議結果については、和光市議会ホームページにてご確認ください。私は今回全ての議案に対して賛成致しました。

尚、和光市議会を広く市民の方々に公開し、より開かれた議会を推進するために、開催中の市議会の音声及び画像を記録し、インターネット上で公開しています。録画中継は、原則として本会議の翌日から起算して5日（土日を除き）以降に配信することになっています。

和光市議会では、皆さんがご覧になりたい情報にいち早く到達できるよう、インターネット録画中継のページを6月1日よりリニューアルしました。今回のリニューアルにより、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット等でもご覧になれるようになりました。ぜひ市議会ホームページをご利用ください。



議案第42号、平成30年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）（抜粋）

平成30年4月における第五小学校の学童クラブの入所申し込み児童数が1年生を中心に例年の増加率を大幅に上回って増加したことから、学童クラブの増設と、今後、第五小学校における「わこうっこクラブ」の一体型の施設を整備する費用が補正されました。

※「わこうっこクラブ」とは、放課後に会場の教室に集まり宿題や自主学習をしたり、読書や遊び、軽スポーツをして過ごす教室です。

吉田たけしが市政に対する一般質問をした内容（抜粋）

自転車マナーの向上について

【質問】 自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。自転車乗用中の交通事故による死者の80.2%、負傷者の62.6%は、自転車側にも何らかの法令違反が認められています。当市の自転車安全対策、自転車マナーの向上についての取り組みを伺う。

【答弁】 教育委員会や警察と連携し、子ども自転車運転免許証の対象となる小学4年生に対して市内の全ての小学校で自転車運転教室を実施しております。

【質問】 中高生の自転車事故を減らそうと、県警の研修を受けた教員らが、生徒たちに事故の悲惨さや原因、加害者になった場合の責任などを教える講話と、〇×形式による10問のテストも実施しています。このような交通安全教室を当市道路安全課・教育委員会と連携して開催したらと考えますが、如何か。

【答弁】 現在、自転車運転免許実技試験は小学校4年生を対象に実施しております。また、市内中学校では、埼玉県警察本部交通部交通企画課による自転車交通安全教育を実施している学校もあります。自転車における事故が増加傾向にありますので、中学校においても自転車による交通事故防止等や利用マナーに向けた学校での取り組みについて今後検討してまいります。

【コメント】 安全教室を受講した生徒は、「携帯電話を見たり、イヤホンを付けた状態のながら運転は違反になること」「未成年でも事故を起こせば刑事、民事上の責任を問われること」などを改めて学ぶことが出来、良かったと言っています。当市においてもこのような取り組みを行って頂き、自転車事故減少と自転車マナー向上に取り組んで頂きますようお願い致しました。



自転車保険義務化について

【質問】 交通ルールを遵守して交通事故を起こさないようにするのはもちろんですが、交通事故を起こしてしまえば、自転車の運転者やその家族に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります。こうした状況の中で、埼玉県では平成24年4月1日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を今年度改正し、努力義務だった自転車保険加入を義務付け、児童の場合は保護者に義務付けています。自転車保険加入促進についての当市の取り組みについて伺う。

【答弁】 広報やホームページへの掲載、市の施設や駐輪場にポスターを設置するなど、広く市民に浸透するよう、積極的に周知を行っております。

【コメント】 交通事故を起こしてしまえば、自転車の運転者やその家族に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります。小中高生が自転車重傷事故の加害者となるケースは3割以上になっています。4月から、自転車保険の加入が義務化されたことや児童の場合は保護者に義務付けていることなど、まだまだ自転車保険のことを知らない方が多くいます。自転車保険義務化についての周知をお願い致しました。



2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

【質問】 昨年開催されたアジア・エアガン選手権大会において、市民団体が「おもてなし隊」を結成して、独自にいろいろなおもてなしや大会周知を積極的に行いました。当市としては朝霞市で開催される射撃競技大会をどのように盛り上げていくのか、またどのように関わっていくのか、計画について伺う。

【答弁】 本市は、朝霞市、新座市及び練馬区とともに射撃競技の会場自治体となっております。朝霞市、新座市及び埼玉県と連携した取組として、7月28日(土)には陸上自衛隊広報センターりつくランドにおいて、ビームライフル体験会と自衛隊体育学校所属選手による講演会を開催いたします。

また、本市独自の取組として、大会の気運醸成及び射撃競技の普及を目的として、昨年同様、埼玉県及び埼玉県ライフル射撃協会と共催し「サイタマプライド 和光ビームライフル チャレンジカップ」を8月9日(木)に開催いたします。さらに、その翌日には、日本ライフル射撃協会主催である「全日本小中学生ビームライフル射撃競技選手権大会」を本市で初めて開催していただくなど、日本ライフル射撃協会等の関係団体と連携を図り、オリンピック・パラリンピック大会に向けた様々な取組を行っているところでございます。

【質問】 昨年12月に開催された、アジア・エアガン選手権大会では、開会式で「和太鼓会 和光太鼓」による演奏、また、「和光おもてなし隊」による様々なおもてなし事業など、市民団体等の協力により教育・文化プログラムが実施されました。2020東京オリンピック・パラリンピックにおいても、このような市民団体等と連携・協力し、様々なおもてなし事業を行っていただきたいと思っております。特に「和太鼓会 和光太鼓」については、ビヨンド2020プログラムの「伝統文化伝承事業」に認証されていますし、来年には設立45周年を迎えますので、是非、和光市の文化を世界に発信していただきたいと思っておりますが如何でしょうか。

【答弁】 昨年12月に開催された、アジア・エアガン選手権大会では、開会式での和光太鼓の披露や寄居町の甲冑隊の演舞をはじめ、新倉ふるさと民家園でのもちつきや江戸端唄の披露など、参加者した選手や役員から大変好評をいただいたところです。2020東京オリンピック・パラリンピックでは、アジア・エアガン選手権大会とは違い、様々な調整事項や制約があります。しかしながら、和光市においてオリンピック・パラリンピックが開催されるというこの機会を最大限に活かし、市民団体と連携・協力し和光市のまちのPR、和光市文化のPRを積極的に行なってまいりたいと考えております。

【コメント】 東京での開催は1964年以来56年ぶり2回目、アジア初の同一都市による複数回開催となります。開催まであと2年しかありません。是非、アジア・エアガン大会の開催時に立ち上がった、市民団体のおもてなし隊などと早くに市民懇談会などを開催して、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、準備して頂き、最高の「おもてなし」ができるようお願い致しました。



土砂災害警戒指定区域について

【質問】 和光市は起伏が激しく崖地も多くあり、24カ所が土砂災害警戒区域に指定されています。土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものですが、地域が警戒区域等として公表された場合は、その土地の資産価値はもう相当下がってしまうことは現実です。このような危険箇所については行政が工事などを行って、危険がないようにするのが本来の姿で、命を守る公共工事だと考えます。土砂災害警戒指定区域の対応について伺う。

【答弁】 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定につきましては、現在、24箇所が土砂災害警戒区域等

に指定されております。土砂災害警戒区域への対応についてですが、区域の調査指定を埼玉県が行っており、市の役割としましては、土砂災害の危険性と避難行動の周知、及び土砂災害発生時の避難者の保護となり、危険箇所への対処については、個人の財産に係るものですので、原則的には土地所有者が行うものと認識しております。

【質問】 不動産売買を行う際、宅地建物取引業法により当該宅地が土砂災害警戒区域等に指定されているかも知れた重要事項の説明義務が生じます。つまり、不動産購入者は契約までに当該宅地が土砂災害警戒区域等の指定の有無について把握することができ、土砂災害の危険性があることを知ったうえで取引することになります。また、土砂災害の危険があることが、信頼性の高い公共の調査により明らかになっており、その土地を住宅地等の利用のために購入しようという人は極めて少なく、流通性に欠け、それなりに価格が安くなければ購入者は現れないのが一般的であります。現在指定された場所によっては相当額の管理費用が発生しています。このような土地に対して、緑地保全の観点からも固定資産税などの軽減処置は考えられないか。また、このような土地には購入者は現れないのが一般的であると思います。今後地権者に発生する相続時に、このような土地の物納あるいは寄付行為を受けることは出来るのか。物納は国だと思えますがができるのか伺う。

【答弁】 土砂災害特別警戒区域に指定された土地については、特定開発行為の制限や建築物の構造規制を受けることから、固定資産税を算出する基礎となる評価額に対して、面積割合に応じた減価補正を適用しております。また、土砂災害警戒区域に指定された土地については、建築規制等はありませんが、指定されたことに対する心理的影響を考慮し、一律に減価補正を適用しております。国に対する土地の物納につきましては、相続税法に規定されている物納要件を満たしている場合に認められております。寄付行為を受けることにつきましては、寄附を受けた場合、当該土地の除草など、維持管理に費用がかかることとなります。その土地ごとの場所や形状、そこにかかる維持費用などを勘案しながら、将来に渡り行政目的を達成するための利用が見込めるかを検討し、寄附をお受けできるかどうかを判断することになります。

【質問】 土砂災害警戒区域の指定は、土地の資産価値を減少させるものであり、行政が警戒区域の指定をしたまま放っておくことはどうかと思います。危険を承知で、そこに住んでいるほうが悪いという、そんな単純な話ではないと思います。確かに、財産より命、危険の回避が優先されるべきであることは当然であります。また、その指定を解除するような対応策も積極的に行うべきであるとは私は考えます。その地域に住んでいる個人が自ら工事を行うのであれば、補助金などを出し、補助金などにより住民に改善の努力を促し、積極的に危険箇所を減らしていくことも大切です。土砂災害警戒区域改善に対する補助金などはあるのかを伺います。

【答弁】 国土交通省では、土砂災害特別警戒区域内の建築物の補強工事に対する補助制度を設けています。他の自治体では、世田谷区が国交省の補助制度を受けて、支援制度を設けていますが、埼玉県内では支援制度を持っている市町村は無い状況です。このため、まずは国土交通省の補助制度の内容や、世田谷区の事例を調査してまいります。

【コメント】 土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのような全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってまいります。そのような災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、ソフト対策も充実させていくことが大切です。土砂災害警戒区域指定を解除するような対応策も積極的に行うべきであると思いますので、是非、国・県とも協議をし、早急な対策をして頂きますようお願い致します。



機能別消防団について

【質問】 地域防災力の主たる役割を担ってきた消防団は、地域住民により構成された公共機関として活動してきました。しかし、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化により地域コミュニティの衰退が指摘され、消防団員の確保が困難となっています。そのような状況から今、機能別消防団員・機能別分団を導入する市町村が出てきています。機能別消防団員は、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員、時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されています。機能別消防団員制度設置についてのお考えを伺う。

【答弁】 和光市消防団には機能別消防団員の制度は導入されておりませんが、消防団員の確保は課題となっておりますので、より多くの方に消防団に参画していただけるよう、制度導入のメリット・デメリットを含め、調査研究を進めてまいります。

【コメント】 当市も地域によっては、消防団員確保が難しくなってきました。消防団員としての活動が難しくても、それぞれができる範囲で活動する機能別消防団員は、地域の防災力を高めるためには、大変有効ですので設置して頂きますようお願い致しました。



AED設置状況について



【質問】 AEDは、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。心停止の最も一般的な原因である心室細動(VF)・心室頻拍(VT)の際に使用されます。心停止は事前の徴候や症状はなく突然発生するケースも多く、いつどこで発生するか分からない恐ろしい症状です。心停止によって脳や臓器に血液が届かなくなる時間が長いほど、死亡と後遺症のリスクが高くなります。心停止の発症後、直ちに心肺蘇生と除細動電気ショックを実施することが非常に重要です。救急車が到着するまでの全国平均は約9分です。除細動までの時間が1分経過するごとに、生存率は約7~10%低下します。心臓が血液を送らなくなると、3~4分以上で脳の回復が困難になると言われています。救急車の到着を待っているだけでなく、傷病者の近くにいる私たち一般市民が一刻も早くAEDを使用して電気ショックをできるだけ早く行うことが重要になります。当市のAED設置状況と24時間利用ができる設置場所はあるのかを伺う。

【答弁】 市内のAED(自動体外式除細動機)の設置状況につきましては、埼玉県によるAED設置届書によりますと、平成30年3月末現在、市役所をはじめ保育園、小・中学校、公民館、コミュニティセンターなどの公共施設を含め、市内全体で116箇所の届出があります。また、24時間使用可能な設置場所として、ガソリンスタンド、ドラッグストアなど5つの施設でAEDを設置しています。

【質問】 昨年12月に消防庁で「平成29年版、救急・救助の現状」が公表されました。一般市民が除細動を実施した傷病者数は1,204人で、そのうち1ヵ月後生存者数は642人(53.3%)、社会復帰者数は547人(45.4%)となっています。今、AEDが24時間利用出来るようにコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど24時間営業している事業者へ設置の働きかけが進んでおり、新座市ではコンビニに設置をしているようです。24時間利用できるAEDの普及についてのお考えを伺う。

【答弁】 AEDの普及につきましては、市ホームページに埼玉県のAED位置情報のリンクを掲載するなど、情報提供を実施しているところでございますが、24時間営業のコンビニ等にAEDを設置することは、コンビニ等への来客者に限らず、周辺で起きた事故に対しても、迅速な救命措置が可能となることから、環境整備に向けた調査研究を行ってまいります。

【質問】 公共施設には防犯カメラが設置されていますので、いたずらや盗難対策にもなっていると考えます。市役所などの公共施設の出入り口など外側に設置することが出来ればと考えますが如何か。

【答弁】 現在、市内公共施設におけるAEDの賃貸借契約の多くは総務人権課にて一括して行っておりますが、その設置場所については全て室内であります。今後につきましては、契約更新時に併せてAEDの室外設置への要望があった場合には、室外設置に対応した機器の情報について提供をしております。

【コメント】 心臓や呼吸が止まった人の治療には、まさに1分1秒を争います。心臓や呼吸が止まった人の命が助かる可能性は、その後約10分の間に急激に減っていきます。救急車が来るまで手をこまねいては、助かる命も助けられないこととなります。身近に24時間利用できるAEDの普及が進めば、生存率や社会復帰率が高くなります。是非24時間利用可能なAED設置をお願い致します。また、そばに居合わせた一人ひとりが救命処置を行えるように心肺蘇生やAEDの使用方法を身につけておくことも大切です。私も毎年救命救急講習を受講しています。先日受講し修了書を頂きました。その場に居合わせた「住民」から「救急隊」へ「救急隊」から「医師」へ、命のバトンを引き継ぐ「救命のリレー」を途切れさせないために、一人でも多くの住民が勇気を持って「何か一つ」でも行動に移し、救急の第一走者として、「救命のリレー」をスタート出来るように、自治会、中高生、事業所など救命講習の普及を促進して頂きますようお願い致しました。

その他、駅北口地区再開発計画について・広沢国有地等利活用事業について・防犯カメラ設置状況について・災害時危険度判定について質問致しました。

質問内容等は、和光市議会ホームページ議会会議録検索システムを利用しご確認ください。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでも遠慮なく相談下さい。皆さんと一緒に考えて行きます。

この会は、吉田たけしさんを中心に明るく、楽しく元気なまちづくりを目的に、会員相互の研修と親睦を行なっています。入会無料です。入会いただける方は右記にご記入の上、この面をFAXでお送りください。どうぞお気軽にご加入ください。



吉田たけし後援会 会長 柳下 茂
 〒351-0111 埼玉県和光市下新倉4-15-1
TEL.048-424-3517 FAX.048-462-9369
<http://www.takechan-yoshida.jp>

お名前

ご住所

ご連絡先電話番号

携帯

メールアドレス